平成25年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにそ の所属する部局の名称及 び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文 及び理由	予宁価 枚	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
				該当	なし						

[記載要領]

- 1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4.「移行困難な事由」欄は、平成23年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成25年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成25年度)を記載すること。

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:国立印刷局)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は会 計規程等の根拠条文 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場合 の根拠区分	備考
第7号抄紙機型付部型付取替	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 川口 佳文 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成24年4月11日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印 開局会計規則第18条 第4項第1号 独立行政法人国立印 刷局購買等契約細則 第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹 に関する事項を秘密に する必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	6,552,000	1		本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当局と秘密保持契約を締結している当該機器の製造業者と契約したため。	15	
インキ用原材料D	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成24年4月13日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	12,766,950	1	_	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当局に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該原材料の供給者と契約したため。	15	
特殊印刷用紙の製造(抄造・巻替・封包作業)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成24年4月13日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印 刷局会計規則第18条 第4項第1号 独立行政法人国立印 刷局購買等契約田 第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹 に関する事項を秘密に する必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	172,541,250	ı	_	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当局に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該製品の製造業者と契約したため。	15	
抄紙機マーク検出装置ほか点 検調整請負作業	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 川口 佳文 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成24年5月9日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印 刷局会計規則第18条 第4項第1号 独立行政法人国立印 刷局購買等契約細則 第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹 に関する必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	3,397,170	-	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当局と秘密保持に関する覚書を締結している当該機器の製造業者と契約したため。	15	

			Ī	T	_	1		1	I	_	
契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は会 計規程等の根拠条文 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場合 の根拠区分	備考
インキ用原材料C	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成24年5月10日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 独立行政法人国立印刷局購買等契約細則 第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	4,441,500	ı	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当局に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該原材料の供給者と契約したため。	15	
銀行券凸版印刷機番号器用駆動部修繕	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成24年5月11日	(株)プリンテックインターナショナル 東京都大田区大森南4-6- 15	独立行政法人国立印 刷局会計規則第18条 第4項第1号 独立行政法人国立印 刷局購買等契約号 取20条第1項第2号 本装置の製造業者で ないと仕様書どおりの 修繕ができないため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	4,095,000	-	-	本件は、銀行券凸版印刷機の電子番号器駆動部の修繕であり、当該装置の機能、構造を熟知した製造装者である左記業者でないと仕様書どおりの修繕ができないため。	14	
銀行券印刷機修繕	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成24年5月11日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3- 11-1	独立行政法人国立印 刷局会計規則第18条 第4項第1号 報立行政法人国立印刷局購買等契約日号 第22条第1項第0日 偽造防止技術の根幹 に関する事項を秘密に する必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	144,900,000	ı	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点 から、その仕様の開示対象を限定 する必要があり、当局に秘密情報 の取扱いに関する誓約書を提出し ている当該機器の製造業者と契約 したため。	15	
銀行券特殊印刷機軸受修繕	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 小林 毅久 滋賀県彦根市東沼波町1157- 1	平成24年5月15日	㈱小森コーポレーション 東京都墨田区吾妻橋3- 11-1	独立行政法人国立印 刷局会計規則第18条 第4項第1号 報立行政法人国立印刷局購買等契約日 開定等契約日号 第22条第1項係の根勢 に関する事項を秘密に する必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	29,400,000	-	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点 から、その仕様の開示対象を限定 する必要があり、当局に秘密情報 の取扱いに関する誓約書を提出し ている当該機器の製造業者と契約 したため。	15	
特殊ロールA修繕外	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成24年5月17日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号 第4項第1号 財立行政法人国立印刷局購買等契約組 第22条第1項術の根則 第22条第1項術の根幹 に関する事項を秘密に する必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	91,198,800	-	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当局と秘密保持契約を締結している当該機器の製造業者と契約したため。	15	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は会 計規程等の根拠条文 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場合 の根拠区分	備考
てん料A・B	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保 修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	平成24年6月4日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印 融高会計規則第18条 第4項第1号 独立行政法人国立印 刷局購買等契約細門 第22条第1項第1号 偽造防止技術の根幹 に関する事項を秘密に する必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	9,471,000	1	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点から、その仕様の開示対象を限定する必要があり、当局に秘密情報の取扱いに関する誓約書を提出している当該原材料の製造業者と契約したため。	15	
試作特殊ロール外1件	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 川口 佳文 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	平成24年6月27日	(秘密保持のため非公表)	独立行政法人国立印刷局会計規則第18条第4項第1号独立行政法人国立印刷局購買等契約細則第22条第1項第1号偽造防止技術の根密に関する事項を秘密にする必要があるため。	同種の他の契約の 予定価格を類推さ せるおそれがある ため公表しない。	7,917,000	1	-	本件は、秘密性の高いものであり、偽造防止技術漏洩防止の観点 から、その仕様の開示対象を限定 する必要があり、当局と秘密保持 契約を締結している当該機器の製 造業者と契約したため。	15	
水道	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (虎の門工場含む)	ı	東京都水道局 東京都港区三田1-3-27	-	-	3,767,981	1	ı	当該地域において水道法第6条に 基づき厚生労働大臣に認可された 水道を供給できる当該地域で唯一 の者であるため。当該地域におい て下水道法第3条に定められてい る唯一の公共下水管理者であるた め。	8	契約金 額半第 四半実 績
水道(下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎/門2-2-4 (滝野川工場)	-	東京都下水道局 東京都新宿区西新宿2-8- 1	_	_	2,613,271	-	-	当該地域において下水道法第3条 に定められている唯一の公共下水 管理者であるため。	8	契約金 額四 型 出 期 責
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎/門2-2-4 (淹野川工場)	-	東京都水道局 東京都北区上十条1-9-17	-	_	6,215,627	-	_	当該地域において水道法第6条に 基づき厚生労働大臣に認可された 水道を供給できる当該地域で唯一 の者であるため。当該地域におい て下水道法第3条に定められてい る唯一の公共下水管理者であるた め。	8	契約金 額は第1 四支出実 積

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は会 計規程等の根拠条文 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場合 の根拠区分	·備考
水道(工業用水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎/門2-2-4 (滝野川工場)	-	東京都水道局 東京都文京区本郷4-11-5	-	-	1,260,965	-	_	当該地域において工業用水道事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可された工業水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。	8	契約金 額四 当 期 支 績
水道(工業用下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎/門2-2-4 (王子工場)	-	東京都下水道局 東京都新宿区西新宿2-8- 1	_	-	7,390,623	-	_	当該地域において下水道法第3条 に定められている唯一の公共下水 管理者であるため。	8	契約金 額四半期 世 養
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎/門2-2-4 (王子工場)	-	東京都水道局 東京都北区上十条1-9-17	_	-	3,703,458	-	_	当該地域において水道法第6条に 基づき厚生労働大臣に認可された 水道を供給できる当該地域で唯一 の者であるため。当該地域におい て下水道法第3条に定められてい る唯一の公共下水管理者であるた め。	8	契約金 額四半期 支績
水道(工業用水)	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎/門2-2-4 (王子工場)	-	東京都水道局 東京都文京区本郷4-11-5	_	-	2,353,953	-	-	当該地域において工業用水道事業法第3条に基づき経済産業大臣に許可された工業水道を供給できる当該地域で唯一の者であるため。	8	契約金第1 知本第1 四支績
水道	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 川口佳文 神奈川県小田原市酒匂6-2-1	-	小田原市水道局 神奈川県小田原市高田 401	-	-	180,191,215	-	_	当該地域において水道法第6条に 基づき厚生労働大臣に認可された 水道を供給できる当該地域で唯一 の者であるため。当該地域におい て下水道法第3条に定められてい る唯一の公共下水管理者であるた め。	8	契約金 額四半期 支績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は会 計規程等の根拠条文 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場合 の根拠区分	備考
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 静岡工場長 中川勝弘 静岡県静岡市駿河区国吉田 3-5-1	1	静岡市企業局 静岡県静岡市葵区追手町 5-1	-	-	4,126,610	-	-	当該地域において水道法第6条に 基づき厚生労働大臣に認可された 水道を供給できる当該地域で唯一 の者であるため。当該地域におい て下水道法第3条に定められてい る唯一の公共下水管理者であるた め。	8	契約金 額四半期 支績
水道	独立行政法人国立印刷局 彦根工場長 鈴木高徳 滋賀県彦根市東沼波町1157- 1	ı	彦根市 滋賀県彦根市元町4-2	-	-	2,216,917	-	-	当該地域において水道法第6条に 基づき厚生労働大臣に認可された 水道を供給できる当該地域で唯一 の者であるため。当該地域におい て下水道法第3条に定められてい る唯一の公共下水管理者であるた め。	8	契約金 額四半期 支績
水道(下水)	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 矢島伸一 岡山県岡山市東区西大寺上 3-4-70	-	岡山市下水道局 岡山県岡山市北区大供1- 2-3	-	-	7,329,960	-	_	当該地域において下水道法第3条 に定められている唯一の公共下水 管理者であるため。	8	契約金 額四半期 支績
水道(上下水)	独立行政法人国立印刷局 岡山工場長 矢島伸一 岡山県岡山市東区西大寺上 3-4-70	-	岡山市水道局 岡山県岡山市北区鹿田町 2-1-1	_	-	1,793,915	-	_	当該地域において水道法第6条に 基づき厚生労働大臣に認可された 水道を供給できる当該地域で唯一 の者であるため。当該地域におい て下水道法第3条に定められてい る唯一の公共下水管理者であるた め。	8	契約金 額四半期 支績
水道	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎/門2-2-4 (東京病院)	-	東京都水道局 東京都北区上十条1-9-17	-	-	4,392,648	-	-	当該地域において水道法第6条に 基づき厚生労働大臣に認可された 水道を供給できる当該地域で唯一 の者であるため。当該地域におい て下水道法第3条に定められてい る唯一の公共下水管理者であるた め。	8	契約金 額は第1 四半期 支績

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその 所属する部局の名称及び所 在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることと した業務方法書又は会 計規程等の根拠条文 及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によら ざるを得ない場合 の根拠区分	· 備 考
地域熱供給	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎ノ門2-2-4 (虎の門工場含む)	_	㈱虎ノ門エネルギーサー ビス 東京都港区虎ノ門2-2-1	-	ı	19,292,032	ı	-	当該地域において熱供給事業法 第3条に基づき経済産業大臣に許可された熱供給事業を行うことが できる唯一の者であるため。	8	契約は 会 会 第1 四 主 出 養
ガス	独立行政法人国立印刷局 小田原工場長 川口佳文 神奈川県小田原市酒匂6-2-1 (研究所)		小田原瓦斯㈱ 神奈川県小田原市扇町1- 30-13	-	ı	1,350,235	ı	_	当該地域においてガス事業法第3 条に基づき経済産業大臣に許可さ れたガスを供給できる唯一の者で あるため。	8	契約は第1 四半出 大 横
電話	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎ノ門2-2-4		ソフトバンクテレコム㈱ 東京都江東区新砂1-8-2	-	-	1,020,155	ı	-	新規事業者の場合は、新たな投資が必要となり、料金を比較検討した結果、現契約者と継続して契約することが経済的であるため。	8	契約は第1 四支 額四半出 積
後納郵便	独立行政法人国立印刷局 財務担当理事 大久保修身 東京都港区虎ノ門2-2-4	-	郵便事業㈱ 東京都港区西新橋3-22-5	_	-	1,166,970	-	_	郵便法または民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する 郵便及び信書の送達が可能な事 郵便及び信書の送達が可能な事 業者は、郵便事業(株)以外になく 競争を許さないため。	9	契約は第1 四支 調期実 積

[記載要領]

- 1. 本表は、平成22年5月に新たに作成した「随意契約等見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。 その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

	随	意	契	約	事	由	類型区分		
≪競争性のない随意契約によらざるを得ない場合≫									
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの									
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの									
(口)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの									
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により	り、その	実施者	が明示	されてし	いるもの		3		
(二)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの									
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)									
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等							6		
ニ その他									
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元であ	5る外[国企業	からライ	センス生	産を認	められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7		
(中)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提	供を受	けるもの	の(提供	を行うこ	とが可能	な業者が一の場合に限る。)	8		
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。	,)						9		
(二)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入									
(木)美術館等における美術品及び工芸品等の購入							11		
(へ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情	報を提	供する	ことがす	可能な者	から提供	せを受けるもの	12		